

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 (旧：元気な地域づくり交付金：基盤整備促進)	事業主体 市町村 土地改良区等	所管課班 地形図 基盤整備 農村振興課 農村整備課 農村整備課 地域計画班 換地・用地班 農村環境整備班
---	-----------------------	--

趣 旨

農業の生産性の向上，効率的・安定的な農業経営の確立等を促進するため，地域の実情に即したきめの細かい土地基盤の整備及び農用地の利用集積等の推進を支援する。

本施策については，土地改良法（昭和24年法律第195号），土地改良法施行令（昭和24年政令第295号），土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）に定めるところによる。

実施基準

1 生産基盤及び施設の整備

- (1) 基盤整備 ① 農業用排水施設 ② 農道 ③ 暗きょ排水 ④ 客土 ⑤ 区画整理
 ⑥ 農地造成 ⑦ 交換分合 ⑧ 農用地保全 ⑨ 土地改良施設保全 ⑩ 農業集落道
 (2) 生産機械施設 ① 営農飲雑用水施設

2 生活環境施設の整備

- (1) 防災安全施設 ① 防災安全施設

ア 上記に掲げる1の(1)の①から⑤までを行う施策であって，受益面積の合計がおおむね5ha以上であり，かつ，担い手（集積対象者）への農地利用集積等又は農業用排水施設等の整備・保全が見込まれるもの。（2つ以上を併せ行うことも可）。

イ 地域水田農業ビジョンに即して，上記に掲げる1の(1)の①，③，④，⑥及び⑧を行う事業であって，受益面積の合計がおおむね5ha以上であること。（2つ以上を併せ行うことも可）

ウ 上記に掲げる1の(1)の①から⑥及び⑧を行う事業であって，受益面積の合計又は受益地に係る一定団地の農地面積が5ha以上であり，受益面積に占める耕作放棄地等の面積の合計面積の割合が6%以上となり，かつ，交付対象計画期間中にそれらの耕作放棄地等の活用が見込まれること。（2つ以上を併せ行うことも可）

エ 上記に掲げる1の(1)の②，⑤，⑥，⑦及び⑧にあつては，上記アからウまでによるほか，②および⑤にあつてはイにより行う事業，⑥及び⑧にあつてはアにより行う事業，⑦にあつては，ア，イ又はウにより行う事業と併せ行うこと。

オ 上記に掲げる1の(1)の⑨，⑩，(2)の①及び2の(1)の①にあつては，ア，イ又はウにより行う事業と併せ行うこと。

3 地形図作成

受益面積がおおむね5ha以上であり，かつ，実施後3年以内に経営体育成基盤整備事業等（経営体育成基盤整備事業実施要綱及び耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業実施要綱に規定する区画整理事業）又は上記に掲げる1の(1)の⑤に着手することが確実であること。

4 農用地等集団化

- (1) 換地計画 (2) 集落整備地域換地設計 (3) 経営体育成促進換地等調整
 (4) 交換分合 (5) 交換分合附帯農道等整備

受益面積がおおむね5ha以上であり，かつ，換地計画を定める土地改良事業の着手の見込みが確実である，又は農用地の集団化が見込まれるものであること。

交 付 率

前ページの農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の交付率を参考のこと。